

議 第 3 8 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を下記
のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 2 1 日 提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す
る条例

新潟県柏崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 1 年条例第
5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項の表災害活動手当の部自動車運転者の項中「5 0
0 円」を「5 5 0 円」に改め、同部その他の職員の項中「3 0 0 円」
を「3 5 0 円」に改め、同表救急業務活動手当の部救急救命士の項中
「3 5 0 円」を「5 0 0 円」に改め、同部自動車運転者の項中「2 5
0 円」を「4 0 0 円」に改め、同部その他の職員の項中「1 7 0 円」
を「3 0 0 円」に改め、同表高所作業手当の項中「2 0 0 円」を「3
0 0 円」に改め、同表に次のように加える。

潜水作業手当	従事した職員	勤務 1 回につき 1, 0 0 0 円
水上作業手当	従事した職員	勤務 1 回につき 3 0 0 円
放射線業務手当	従事した職員	1 当務につき 4, 0 0 0 円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県柏崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年3月31日条例第5号）

改正後		改正前	
<p>(災害又は緊急出動による現場活動に従事する消防本部及び消防署職員の特殊勤務手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 前項に規定する手当の支給範囲及び支給額は、次の表の区分による基準額を超えない範囲内において規則で定める。</p>		<p>(災害又は緊急出動による現場活動に従事する消防本部及び消防署職員の特殊勤務手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 前項に規定する手当の支給範囲及び支給額は、次の表の区分による基準額を超えない範囲内において規則で定める。</p>	
手当の区分	支給の範囲	手当の区分	支給の範囲
災害活動手当	自動車運転者	災害活動手当	自動車運転者
	その他の職員		その他の職員
救急業務活動手当	救急救命士	救急業務活動手当	救急救命士
	自動車運転者		自動車運転者
	その他の職員		その他の職員
高所作業手当	従事した職員	高所作業手当	従事した職員
	基準額		基準額
	勤務1回につき		勤務1回につき
	550円		500円
	勤務1回につき		勤務1回につき
	350円		300円
	勤務1回につき		勤務1回につき
	500円		350円
	勤務1回につき		勤務1回につき
	400円		250円
	勤務1回につき		勤務1回につき
	300円		170円
	勤務1回につき		勤務1回につき
	300円		200円

改正後		改正前	
夜間招集手当	非常招集を命ぜられた職員	月2回以上招集に応じた勤務2回目から勤務1回につき	1,000円
潜水作業手当	従事した職員	勤務1回につき	1,000円
水上作業手当	従事した職員	勤務1回につき	300円
放射線業務手当	従事した職員	1当務につき	4,000円
		夜間招集手当	月2回以上招集に応じた勤務2回目から勤務1回につき 1,000円